

令和6年度に小学校・中学校へ入学するお子様がいらっしゃる保護者のみなさまへ

【就学援助制度】新入学用品費の入学前支給について

令和6年4月に小学校・中学校へ入学するお子様がいらっしゃるご家庭で、「就学援助」の要件に該当する保護者に対し、新入学にかかる学用品購入費用を入学前の3月に支給します。

支給を希望される方は、下記の内容をご確認のうえ申請を行ってください。

1. 新入学用品費の入学前支給を受けられる方

次の要件全てに該当する保護者

- (1) お子様が令和6年3月に北中城村内に居住し、令和6年4月に小・中学校に入学予定の方
- (2) 就学援助の要件に該当する方

就学援助の要件に該当する方とは、次のいずれかに該当する方です

- ア、生活保護法に基づく保護の停止又は廃止の措置を受けた者
- イ、市町村民税の非課税措置を受けた者
- ウ、児童扶養手当を受給している者（ひとり親家庭等）
- エ、世帯の収入が、基準額未満の者
- オ、その他教育長が就学援助を行う必要があると認める者

該当するか不明な方も、
まずはご申請ください



※生活保護受給世帯の場合、入学前支給は対象外となります。

2. 申請の手続き

提出書類 ※(1)は申請者全員、(2)・(3)は該当する方のみ提出してください。

(1) 令和6年度 就学援助申請書（兼同意書・委任状）

・北中城村教育委員会教育総務課で配布しています。村HPにも掲載しています。

(2) 同一世帯で18歳以上全員の所得・課税額・控除額を証明する書類 ※該当者のみ

※令和5年1月1日に北中城村に住民登録をしていない方は、その時点の住民登録地である市町村から「令和5年度 所得課税証明書」等を取得してください。

※軍人・軍属等のご家族がいる場合、「2022年分のW-2（Wage and Tax Statement）」等の所得がわかる書類の提出をお願いします。

(3) 児童扶養手当証書の写し ※該当者のみ

・児童扶養手当とは父母の離婚などにより、父（母）と生活を共にできない児童の母（父）や父母にかわって児童を養育している人に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

提出先と提出期限

提出先：北中城村教育委員会 教育総務課（北中城村役場 3階）

申請期間：令和6年1月9日（火）～令和6年1月31日（水）

（窓口開庁／平日8：30～12：00 および13：00～17：15）

3. 支給額・支給方法

(1) 支給額

小学校入学予定のお子様一人あたり 54,060円

中学校入学予定のお子様一人あたり 63,000円

(2) 支給方法

申請書に記入していただいた保護者指定口座に直接振り込みを行います。

4. その他

(1) 就学援助制度における世帯について

本制度では、住民基本台帳上は世帯分離し別世帯となっても同居している場合は収入等を同じ世帯とみなし算定します。

また、別居していても次のいずれかに該当する方は同一世帯員として審査の対象となります。

- ・婚姻継続中の配偶者
- ・児童生徒の親権者
- ・申請者世帯から仕送りを受けている方
- ・申請者世帯へ仕送りをしている方

(2) 申請期間中に、新入学用品費の入学前支給申請を行わなかった方について

入学後の4月に就学援助申請期間を設けますので、その際に申請を行うことができます。

審査の結果、4月認定となった場合は入学後の7月に新入学用品費を支給します。

(3) 税の申告について

令和5年度(令和4年分)の確定申告がないと就学援助の審査をすることができません。児童生徒の兄弟姉妹、同一生計の叔父叔母等も対象になりますので、収入がなくても申告を必ず行ってください。(※扶養に入られている方は申告不要です。)

(4) 申請について

就学援助は毎年度申請が必要ですが、新入学用品費の入学前申請を行った世帯は、令和6年度の申請は必要ありません。兄弟姉妹がいる場合も申請不要です。

(※入学前申請を令和6年度の申請として扱います。)

お問い合わせ

北中城村教育委員会 教育総務課

TEL 098-935-3773

